

（三）自由党方面又は一定の職場を持たる労働者並に工場無資本者と組織するに至らぬが、  
前者は生産民も甚日過半に属せしるにかく少く然正規。

（三）「二・三・四」を削除。

理由、地方支部、機關下層する規定である故抄墨する。

（四）「二・三・四」組合（團體上の國民單位）の項を全部削除。

理由、組織單位として組合組織されたたりに於て解説があるべからず。

（五）「二・三・四」青年同盟部々ハ現正全部削除する。

理由、党の大會構成に關する規定であるが、之ニ大會へ現正に整理する。

（六）「二・三・四」組織單位、班として組織するは「三共大會部」、即、有業聯合會員と書入。

理由、党の行動系統に於ける組織識を明示するに於ける。

（七）全國大會の構成を修正案の如く整理するに於ける構成員と稱せしもの。

党加入玉次議したる組合が大會に代表者と於て選ばれたたりに於て大會の承認を受ける事無

事。二種は党の組織上、或べからざるものである。

（八）機関の條項の如くは全國大會に轉載する（即、中央大會）。

（九）機関等に整理する。

四、無產政黨、組織大綱未修正案

新第一農評論会

一、組織原則

（一）本大綱は、一定地盤内於ける十萬萬人、先進的而て組織的。

（二）組織は、組織された事にて成立。

（三）組織は、（年次）（總務）（總務）以上を率ゐる事にて組織的。

（四）組織は、（年次）（總務）（總務）以上を率ゐる事にて組織的。

（五）組織は、（年次）（總務）（總務）以上を率ゐる事にて組織的。

（六）組織は、（年次）（總務）（總務）以上を率ゐる事にて組織的。

（七）組織は、（年次）（總務）（總務）以上を率ゐる事にて組織的。

（八）組織は、（年次）（總務）（總務）以上を率ゐる事にて組織的。

（九）組織は、（年次）（總務）（總務）以上を率ゐる事にて組織的。

（十）組織は、（年次）（總務）（總務）以上を率ゐる事にて組織的。